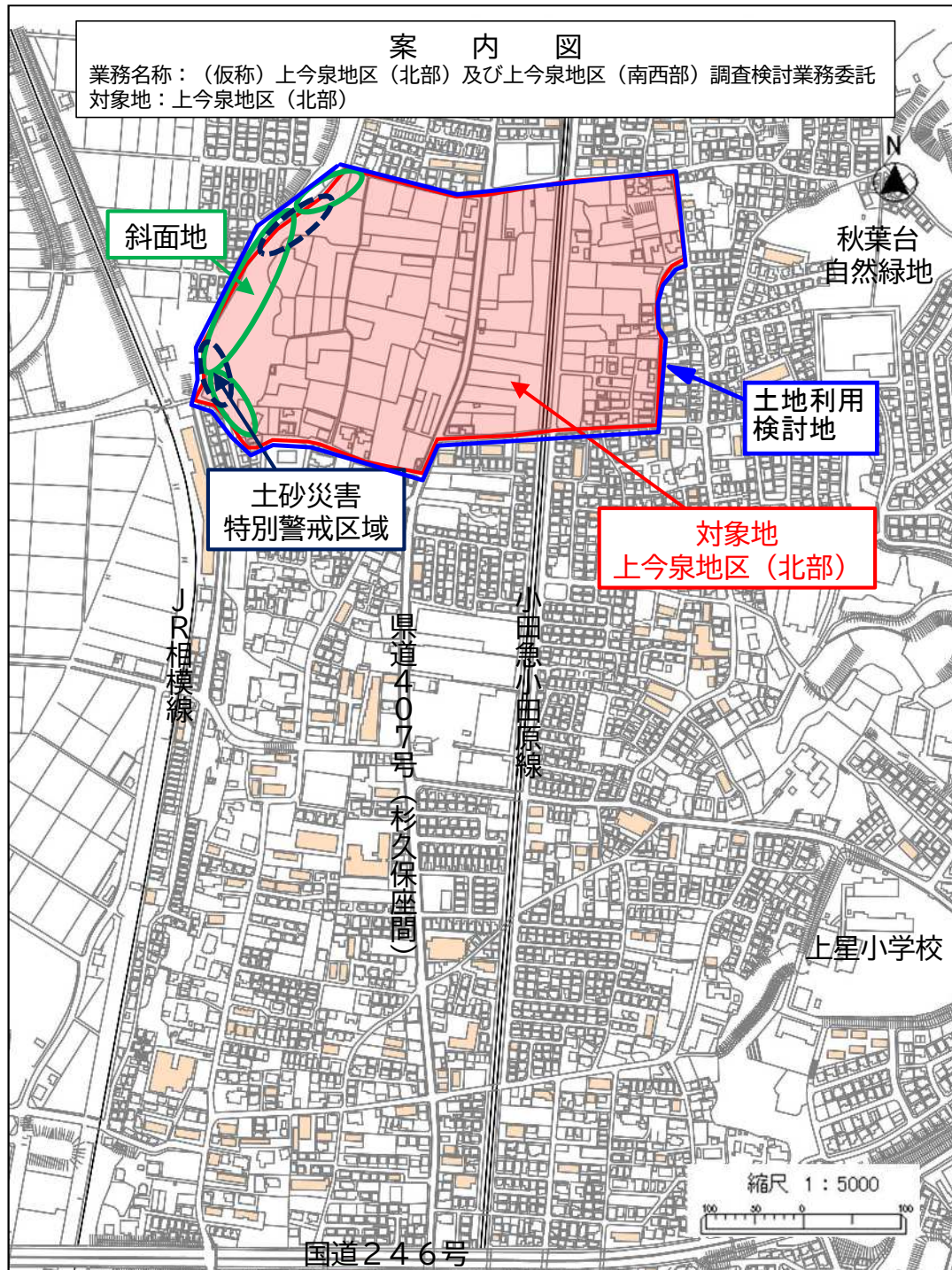




○概要

所在地：海老名市上今泉三・四丁目地区内

地区面積：約11.7ha

地権者数：約120人

筆数：約250筆

住宅地の規模：900人程度

○市街地整備の方針

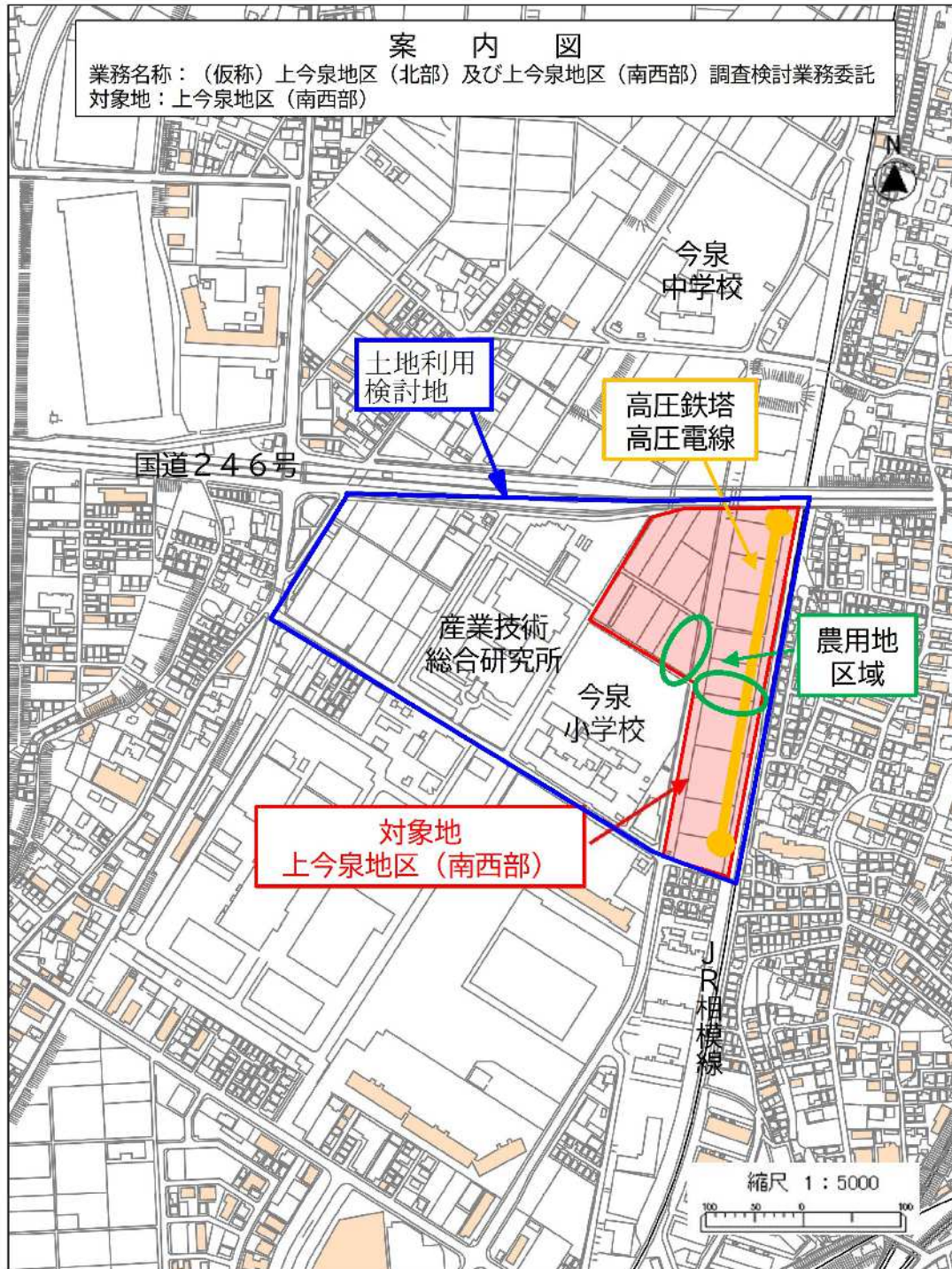
- ・ 県道407号杉久保座間沿道に位置し、市街化区域に囲まれていることから、隣接する座間市との土地利用の整合や斜面緑地の保全等に配慮しつつ、住宅地を主体とした市街地の形成を検討する。

○求める公共施設

- ・ 区画道路
- ・ 海老名市住みよいまちづくり条例に規定される面積6%以上の公園

○留意事項

- ・ 地区内西側に存する相模横山九里の土手は、地域の貴重な自然空間であり、地域固有の景観を構成する要素として重要であるが、一部が土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、その対策が必要である。
- ・ 地区内のほぼ全域において、埋蔵文化財包蔵地（国分尼寺北方遺跡・上今泉横穴墓群）として指定されていることから、その対策が必要である。
- ・ 小田急小田原線を境に東西で土地利用の状況が異なるため、市街化編入の手法に留意する必要がある。



○概要

所在地：海老名市上今泉地区内
地区面積：約4.5ha
地権者数：約25人
筆数：約80筆
住宅地の規模：300人程度

○市街地整備の方針

- ・上今泉地区（南西部）全体では、周辺環境との調和に配慮し、工業機能を主体とした市街地形成を検討しているが、本事業の対象範囲においては、すでに立地している教育施設等の土地利用状況を踏まえ、住宅地を主体とした市街地の形成を検討する。

○求める公共施設

- ・区画道路
- ・海老名市住みよいまちづくり条例に規定される面積6%以上の公園

○留意事項

- ・地区内東側には高圧電線、高圧鉄塔が存しており、土地活用方策の検討が必要である。
- ・地区内には農用地が存するため、考え方の整理が必要である。

※農用地区域とは、農業振興地域の整備に関する法律第八条2項の一に基づき、当市の農業振興地域整備計画の一つである農用地利用計画で定めた土地です。